

条の二（見出しを含む。）の改正規定、第二百八十二条の三の改正規定、第二百八十二条の改正規定、第二百八十二条の二を削る改正規定、第二百八十三条の改正規定、第二百八十四条の改正規定、第二百八十五条の改正規定、第二百八十六条の改正規定、第二百八十七条の改正規定、第二百八十八条の改正規定、第三編第二章第一節を削り、同編第一章中同条の次に四条を加える改正規定、第二百九十二条（見出しを含む。）の改正規定、同編第二章第二節第一款中同条の次に十三条を加える改正規定、同節を同章第一節とし、同章第三節を同章第二節とする改正規定、第三百三条の二の改正規定、第三百四条の改正規定、第三百五条の改正規定、第三百五条の二を削る改正規定、第三百六条の改正規定、第三百二十八条の改正規定、第三百二十九条の改正規定、第三百三十一条の改正規定、第三百三十二条の改正規定、第三百三十三条第一項第二号の改正規定、第三百三十四条の改正規定及び第三百三十八条第三項の改正規定並びに次条並びに附則第十一条から第十五条まで及び第十七条から第十九条までの規定 平成二十八年四月一日
附 則（平成二十七年三月三一日政令第一四二号）抄
 （施行期日）
第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中法人税法施行令第一条の改正規定（「適格現物分配」の下に「株式分配」、「適格株式分配」を加える部分及び「適格現物分配」の下に「株式分配、適格株式分配」を加える部分を除く。）、同令第四条の三第一項の改正規定、同条第二項第二号の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第五項の改正規定、同条第六項各号の改正規定、同条第七項第一号の改正規定、同条第八項の改正規定（同項第一号中「この項」の下に「及び次項」を加える部分及び同項第二号に係る部分を除く。）、同条第二十二項の改正規定、同項を同条第二十四項とし、同項の次に一項を加える改正規定（同条第二十二項を同条第二十四項とする部分を除く。）、同条第二十一項の改正規定（「第十九項」を「第二十一項」に改める部分を除く。）、同条第二十項の改正規定、同条第十九項の改正規定、同条第十八項の改正規定、同条第十六項の改正規定（同項第一号中「第十八項」を「第二十項」に改める部分を除く。）、同項第十五項の改正規定、同项第十四項の改正規定、同条第十三項第一号の改正規定、同条第十二項各号の改正規定、同条第九項の改正規定（同令第四条の四の改正規定、同令第八条第一項第一号への改正規定（「第六十二条の二第八項」を「第六十二条の二第九項」に改める部分及び「同条第十項」を「同条第十一項」に改める部分を除く。）、同项第六号の改正規定、同项第六号の改正規定、同项第十号の改正規定（第四条の三第十六項第一号）を「第四条の三第十八項第一号」に、「第一百九条第一項第九号」を「第一百九条第一項第十号」に改める部分を除く。）、同条第三項の改正規定（同项第六项第一号）を「同条第六项第一号」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定（同项第十号）を「同条第十八項第一号」とする改正規定、同项第十一号との表の第二号の第一欄及び第六十六条の二の表の第二号的第一欄の改正規定、同项第一号への改正規定、同项第三号イの改正規定（第十九項に係る部分に限る。）、同令第七十条第二号の改正規定、同令第七十二条の三の改正規定（「新株予約権に」を「特定新株予約権又は承継新株予約権に」に改める部分に限る。）、同令第七十一条の二（見出しを含む。）の改正規定（同项第五項中「」の額）の下に「第七十七条の三第一項（確定した数の株式を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額等）に規定する確定数給与にあ

つては、同項に規定する交付決議時価額。以下この項において同じ。）に相当する金額）を加える部分を除く。）、同令第一百十一条の三（見出しを含む。）の改正規定、同令第一百十二条第三項の改正規定、同条第七項を同章第一節とし、同章第三節を同章第二節とする改正規定、同令第一百十九条第一項第五号の改正規定、同項第七号の改正規定、同項第九号の改正規定、同項第八号の改正規定、同令第一百十九条の三第十一項の改正規定、同条第十二項の改正規定、同条第十三項の改正規定、同条第十四項の改正規定（「適格株式交換」を「適格株式交換等」に改める部分に限る。）、同令第一百十九条の四第一項の改正規定（「規定する適格株式交換」を「規定する適格株式交換等」に改める部分に限る。）、同令第一百十九条の十第一項の改正規定（「合併等が」の下に「同条第二項に規定する金銭等不交付合併に該当する」を加え、「適格株式交換」を「同条第九項に規定する金銭等不交付株式交換に該当する適格株式交換等」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同令第一百十九条の十一の二第二項第二号の改正規定、同項第五号の改正規定（「第六十二条の二第八項」を「第六十二条の二第九項」に改める部分を除く。）、同令第一百四十五条の二第二項の改正規定、同令第一百四十五条の五第三号の改正規定、同令第一百七十六条の改正規定、同令第一百七十九条第三号の改正規定、同令第一百八十四条第四項の改正規定（「合併」を「金銭等不交付合併」に改める部分及び「株式交換」を「金銭等不交付株式交換」に改める部分に限る。）、同条第五項の表第一百九条第一項第五号（有価証券の取得額）の項の改正規定（「交付を受けた当該合併法人の株式又は当該親法人の株式」を「の株式」に改める部分に限る。）並びに同表第一百九条第一項第八号の項の改正規定（「交付を受けた当該株式交換完全親法人の株式又は当該親法人の株式」を「の株式」に改める部分に限る。）並びに次条第二項並びに附則第七条、第九条第二項、第十条第一項、第十五条及び第二十五条の規定 平成二十九年十月一日